

令和4年度

教職課程

自己点検評価報告書

星槎道都大学

令和5年3月

星槎道都大学 教職課程認定学部・学科一覧

- ・ 経営学部(経営学科)
- ・ 社会福祉学部 (社会福祉学科)
- ・ 美術学部 (デザイン学科・建築学科)

大学としての全体評価

本学では、星槎の約束「人を認める・人を排除しない・仲間をつくる」の下、3学部4学科のすべてに教職課程を設置し、各学科の学修で培われる多様で専門的な資質・能力を活かして共生社会の実現に寄与することのできる教員の育成に努めている。授業においては、小規模総合大学のメリットを生かし、少人数による個別最適な学びを実現するとともに、学科横断的な授業を展開し、多様な観点から物事を見つめ、判断し、問題解決を図ることのできる力の育成に努めている。近年は実践的な指導力の育成やデータサイエンス教育の充実に力を入れている。運営面では平成25(2013)に教職センターを設置し、教職員の協働体制を確立し、教職課程教育の改善・充実に努めている。本学の各学部・学科は教員養成を主たる目的とする学部・学科ではないことから教育職員免許状取得者数等の数は小規模であるが、本学の特長を生かしたきめ細かな指導により、学校現場で有為に活躍することのできる教員の養成に成果を上げている。

星槎道都大学
学長 飯 浜 浩 幸

目次

I	教職課程の現況及び特色	1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検評価	
	基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み	3
	基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援	10
	基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム	17
III	総合評価	30
IV	「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス	32
V	現況基礎データ一覧	34

I 教職課程の現況及び特色

1 現況

- (1) 大学名：星槎道都大学
- (2) 学部名：経営学部、社会福祉学部、美術学部、
- (3) 所在地：北海道北広島市中の沢 149 番地
- (4) 学生数及び教員数（令和 4 年 5 月 1 日現在）

学生数：経営学部経営学科 教職課程履修 84 名／学科全体 465 名

社会福祉学部社会福祉学科 教職課程履修 37 名／学科全体 209 名

美術学部デザイン学科 教職課程履修 13 名／学科全体 192 名

美術学部建築学科 教職課程履修 6 名／学科全体 168 名

教員数：経営学部 教職課程科目担当（教職・教科とも）20 名／学部全体 26 名

社会福祉学部 教職課程科目担当（教職・教科とも）14 名／学部全体 24 名

美術学部 教職課程科目担当（教職・教科とも）17 名／学部全体 20 名

2 特色

本学は、上記 3 学部 4 学科で構成する総合大学である。各学部・学科は教員養成を主たる目的とするものではないが、それぞれに教職課程を設置している。

本学では、建学の精神「社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。」に基づき、教育の理念を「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げる。」としている。教員養成の理念もこれと軌を一にするものであり、各学科の学修により獲得される多様な専門性を生かし、教職の立場から共生社会の実現に寄与することができる人材の育成をめざすものである。

経営学部経営学科においては、教育研究上の目的として「企業の会計管理・国際経営戦略などを中心とした諸理論を学ぶだけでなく、経営を広い視点から捉え、地域社会やスポーツビジネスのような様々な社会的活動も経営対象と捉え、幅広い視野と国際的かつ地域に根ざした経営感覚を持つ幅広い人材を養成する。また、これらの学びの中から次世代を育む指導者を育成し、スポーツソーシャルワーカーや保健体育・商業等の教職において活躍し得る人材を養成する。」としており、中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）及び高等学校教諭一種免許状（商業）の教職課程を設置している。

社会福祉学部社会福祉学科においては、教育研究上の目的として「共生社会のシステム構築に寄与する人材を養成する。高齢者や障害者、子ども・家庭等「要支援者」の自立生活に焦点を当て、あらゆる支援活動にかかわることができるソーシャルワーカーを養成する。特別支援・社会分野の教職において活躍し得る人材を養成する。」としており、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域）、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）の教職課程を設置している。

美術学部デザイン学科においては、教育研究上の目的として「知識や教養の修得と共に、個々の学生の感性や感覚の練磨につとめ、感受性豊かで想像力や表現力や創造力のある人間形成を行うこと。教職を目指す学生には、美術ならではの教育方法の特質と役割とを認識させ、教育現場での授業等において、それらを反映させ実践できる人材の育成を行うこと。」としており、中学校教諭一種免許状（美術）、高等学校教諭一種免許状（美術・工芸）の教職課程を設置している。

建築学科では教育研究上の目的として「人びとの生活から社会活動の基盤となる建築・都市環境に関わる専門知識を有し、これらを構築する豊かな創造力を持ち、社会に貢献する建築技術者を育成する。また、工業（建築）分野の教職において活躍できる人材を育成する。」としており、高等学校教諭一種免許状（工業）の教職課程を設置している。

なお、社会福祉学科に開設する特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域）の教職課程については、共生社会の実現に寄与する人材育成の観点から、本学のサブメジャー・プログラムの一つとして位置付け、学科を問わずに選択することを可能としている。

II 基準領域ごとの教職課程自己点検評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取り組み

基準項目 1 - 1 教職課程教育の目的・目標の共有

観点

- ① 教職課程教育の目的・目標を、「卒業認定・学位授与の方針」及び「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて設定し、育成をめざす教師像とともに学生に周知している。
- ② 育成をめざす教師像の実現に向けて、関係教職員が教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的に実施している。
- ③ 教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）が、「卒業認定・学位授与の方針」を踏まえて具体的に示されるなど、可視化を図っている。

[現状説明]

本学では、「建学の精神」に基づき、「教育の理念」として「必要とする人々のために新たな道を創造し、人々が共生しえる社会の実現をめざし、それを成し遂げる」ことを掲げている。したがって、本学における「教職課程教育の目的」は、教職の立場から共生社会の実現をめざし、それを成し遂げることのできる人材の育成であるといえることができる。

こうした人材を育成するための課程の設置については「星槎道都大学教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」（以下、「カリキュラム・ポリシー」）（資料 1 - 1 - 1）の「共生社会の実現に寄与する人材育成のための科目群の設定及び各種資格・免許課程の設置」の項目に明記しており、経営学科では「スポーツマネジメントコースを設置し、スポーツの分野においてインクルーシブ教育に適応できる専門的な教師を養成するため中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の教職課程を設置する。」「共生社会に向けて、インクルーシブ教育に適応できる専門的な教師を養成するため高等学校教諭一種免許状（商業）の教職課程を設置する。」としている。社会福祉学科では「特別支援教育の専門性を身に付けた教員を養成するため、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者に関する教育の領域）、中学校教諭一種免許状（社会）、高等学校教諭一種免許状（地理歴史・公民）の教職課程を設置する。」としている。デザイン学科では「共生社会に向けて、インクルーシブ教育に適応できる専門的な教師を養成するため、中学校教諭一種免許状（美術）、高等学校教諭一種免許状（美術・工芸）の教職課程を設置する。」としている。建築学科では「共生社会に向けて、インクルーシブ教育に適応できる専門的な教師を養成するため、高等学校教諭一種免許状（工業）の教職課程を設置する。」としている。

「育成をめざす教師像」については、各学部・学科の「教育研究上の目的」において、各学部・学科の教育内容に即した人材像を掲げている。経営学科では「保健体育・商業等の教職において活躍し得る人材」、社会福祉学科では「特別支援・社会分野において活躍できる人材」、デザイン学科では「美術ならではの教育方法の特質と役割とを認識させ、教育現場での授業等において、それらを反映させ実践できる人

材」、建築学科では「工業（建築）分野の教職において活躍できる人材」としている。

「教職課程教育を通して育もうとする学修成果（ラーニング・アウトカム）」については、「星槎道都大学卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」（以下、「ディプロマ・ポリシー」（資料1-1-2））に明記しており、経営学科では「共生社会の実現に寄与できる人材として、経営の専門的な知識や技能のみならず幅広い教養を身につけている。」、「社会・地域・所属する組織における目的の実現に向け、必要なリーダーシップとコミュニケーション能力を身につけている。」、「スポーツや地域のイベント、ボランティア活動などを通じて、様々な人々と協働し地域社会の発展に貢献するためのマネジメント能力を身につけている。」としている。社会福祉学科では「共生社会の実現に寄与できる人材として、ソーシャルワークの専門的な知識や技能のみならず幅広い教養を身につけている。」、「社会・地域・所属する組織における目的の実現に向け、必要なリーダーシップとコミュニケーション能力を身につけている。」、「人の尊厳を重んじ、豊かな人間性を尊重できる態度や生涯学び続けるための意欲と学習する習慣を身につけている。」としている。デザイン学科では「共生社会の実現に寄与できる人材として、美術やデザインの専門的な知識や技能のみならず幅広い教養を身につけている。」、「社会・地域・所属する組織における目的の実現に向け、必要なリーダーシップとコミュニケーション能力を身につけている。」、「美術やデザイン作品の制作・研究について高い意欲と幅広い関心を持ち、社会の中で自らの課題に主体的に取り組む態度が身につけている。」としている。建築学科では「共生社会の実現に寄与できる人材として、建築学に関する専門的な知識や技能のみならず幅広い教養を身につけている。」、「社会・地域・所属する組織における目的の実現に向け、必要なリーダーシップとコミュニケーション能力を身につけている。」、「『建築デザイン』と『ものづくり』について高い意欲と幅広い関心を持ち、社会の中で自らの課題に主体的に取り組む態度が身につけている。」としている。また、学科を問わず教職課程を履修するすべての学生が身につけるべき具体的な資質・能力については、「教職課程履修カルテ」（以下、「履修カルテ」）の「自己評価シート」（資料1-1-3）に30項目にわたって示している。

本学では、教職課程を含め、すべての履修科目のシラバス（資料1-1-4）において、当該科目における学修の総体を示した「履修目標」及び当該科目において最低限達成すべきことがらを示した「到達目標」を記載するとともに、「評価項目」及び「ルーブリック」による評価基準を明記している。したがって、個々の教職課程科目において達成が期待される具体的な学修成果（ラーニング・アウトカム）は、シラバス上の各項目に可視化されている。本学では、オンラインによる「学修成果等把握・可視化システム」（資料1-1-5）及び「学務システムポータルサイト」（資料1-1-6）を整備しており、学生及び教職員は各種情報端末を活用し、当該システム内で、各科目の「シラバス」、各科目の「評価結果（＝履修目標及び到達目標の達成状況）」、「授業改善アンケートの結果及び教員からのコメント」、学生個々の「ディプロマ・ポリシー」の達成状況（レーダーチャート）」等を確認し学修や授業の改善に役立てている。

「建学の精神」、「教育の理念」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」並びに本学の「教職課程教育の目的・目標」及び「教職課程教育を通じて育成をめざす教師像」等については、すべての学生及び教職員に配布する「星槎道都大学学生便覧」（以下、「学生便覧」）（資料1-1-7）及び「星槎道都大学の教職課程教育がめざすもの」（資料1-1-8）に明記し、1学年の必修科目である「スタートアップ演習」、各学期の冒頭で実施する「教職ガイダンス（オリエンテーション）」（以下、「教職ガイダンス」）、学期ごとに行う「履修カルテ」に基づいた個別面談指導等において活用している。

教職課程教育にかかわる教員間の情報交換・協議については、日常的な教員間の連携のほか、「教職センター運営会議」や「教職 FD 研修」の機会を活用して実施している。

[長所・特色]

- ・「教職課程教育の目的・目標」や「育成をめざす教師像」等を各ポリシー等において明確化している。
- ・教職課程に登録する学生の割合はこれまで在籍数の 1 割程度であり、少人数による指導・支援体制が確立されている。
- ・シラバスや「学修成果等把握・可視化システム」等の整備により、学生の学修成果（ラーニング・アウトカム）を的確に把握することができる。

[取組上の課題]

- ・「教職課程教育の目的・目標」や「育成をめざす教師像」等の学生への周知を一層進める必要がある。そのため、各種ガイダンス及びオリエンテーション等における説明を徹底する。
- ・各学生がシラバス及び「学修成果等把握・可視化システム」及び「学務システムポータルサイト」を活用し、自らの学修目標及び成果を的確に把握する指導を一層充実する必要がある。そのため、各種ガイダンス及びオリエンテーションをはじめ、日常の授業においても説明を徹底する。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1-1-1：「星槎道都大学教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」
- ・資料 1-1-2：「星槎道都大学卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」
- ・資料 1-1-3：「教職課程履修カルテ」の「自己評価シート」
- ・資料 1-1-4：「シラバス」例
- ・資料 1-1-5：「学修成果等把握・可視化システム」
- ・資料 1-1-6：「学務システムポータルサイト」
- ・資料 1-1-7：「星槎道都大学学生便覧 2022 年度生用（令和 4 年度）」 pp. 4-12
- ・資料 1-1-8：「星槎道都大学の教職課程教育がめざすもの」

基準項目 1 - 2 教職課程に関する組織的工夫

観点

- ① 教職課程認定基準を踏まえた教員を配置し、研究者教員と実務家教員及び事務職員との協働体制を構築している。
- ② 教職課程の運営に関して全学組織（教職課程センター等）と学部(学科)の教職課程担当者として適切な役割分担を図っている。

[現状説明]

本学の教職課程においては、教職課程認定基準（平成 13 年 7 月 19 日教員養成部会決定）で定められた免許状の種類ごとの教職課程及び免許教科、特別支援学校教育における必要専任教員数を充足しており、教員の業績等については、平成 31 年度教職課程認定審査基準にすべての教員が適合している。このうち、学校現場等での実務経験を有する専任教員は 12 名となっている。

教職課程の運営に関する全学組織としては、「星槎道都大学学則第 5 条」（資料 1 - 2 - 1）に基づき、「教職課程の企画・運営」、「教員養成に関する調査・研究」、「教員養成に必要な資料の整備」、「その他、センターの目的達成に必要な業務」を行うため、「星槎道都大学教職センター」（以下、「教職センター」）（資料 1 - 2 - 2）を設置している。構成は所長、副所長、所員とし、所員は教職課程科目を担当する本学専任教員の中から任命している。このほか所長が必要と認めた場合には、専任教員以外の者を所員として委嘱することができる。令和 4（2022）年度における「教職センター」の構成は、所長 1 名（社会福祉学科）、副所長 1 名（社会福祉学科）、所員（経営学科 3 名、社会福祉学科 6 名、デザイン学科 1 名、建築学科 1 名）、事務局（学務課長、学務課教職担当職員 2 名）となっている（資料 1 - 2 - 3）。所長、副所長、所員、学務課長、その他学務課職員が構成する運営会議においては、「事業計画及び運営に関すること」、「事業の企画・運営に関すること」、「運営予算及び決算に関すること」を審議決定している。

教職課程に係る学務課の所掌事務としては、「教育実習、その他の実習教育に関すること」及び「教育職員課程に係る指導及び事務処理に関すること」を定めており（資料 1 - 2 - 4、資料 1 - 2 - 5）、教職課程を専属で担当する職員として学務課長ほか 2 名を配置している。「教職センター」の所員は、各学科で取得が可能な教育職員免許状取得に関連する教職課程科目を担当するほか、各学科において教職課程を含むカリキュラム編成に関わるとともに、運営会議等において教職課程の充実に係る諸課題の解決に向け学務課職員とも密接に連携しており、適切な役割分担の下で協働体制が確立されている。

観点

- ③ 教職課程教育を行う上での施設・設備が整備され、ICT 教育環境の適切な利用に関しても可能となっている。

[現状説明]

教職課程教育を行う上での施設・設備（ICT 環境を含む）の整備については、主として「図書情報センター」が担っており、その所掌事務として、「図書の購入、収集に関すること」、「視聴覚資料の利用に関

すること]、「ホームページ、マルチメディア、情報ネットワーク関連の整備管理運用に関すること」を定めている（資料1-2-4、資料1-2-5）。図書情報館には、教材研究のための指導書、資料集、教育関連書籍のほか、ラーニング・コモンズ（Wi-Fi、PC、タブレットを含む）を整備している。また、「教職センター室」及び「教職センター学習支援室」には、教材研究のための学習指導要領、指導書、資料集、教育関連書籍、映像教材、教員採用関連参考書のほか、PCを整備している。このほか、「コンピュータ室」4室、「マルチメディア室」1室、「ハイテクアート室」1室を整備しており、Wi-Fiについては学内全域で利用が可能となっている。液晶プロジェクターについては、16教室に設置するとともに、ポータブルタイプのプロジェクターを5台整備している。さらに、Microsoft社とのライセンス契約により、学生及び教職員はMicrosoft Office 365を自己負担なく利用することができ、遠隔授業についても同ソフトウェアを活用している。（資料1-2-6、資料1-2-7）

観点

- ④ 教職課程の質的向上のために、授業評価アンケートの活用を始め、FD（授業・カリキュラム改善、教育・学生支援体制の整備等）やSD（教職員の能力開発）の取り組みを展開している。

[現状説明]

教職課程の質的向上にかかわり、本学では、教職課程科目を含むすべての科目においてWebシステムによる「授業改善アンケート」を実施している。各教員には、①評価結果や自由記述欄における学生の意見を踏まえ、授業の工夫・改善に向けたコメントを公表（システム上及び大学のホームページ上）すること、②授業のオリエンテーション時に当該科目の直前回の評価結果を学生に開示・説明することが義務付けられている。また、アンケートの結果は、「専門委員会」である「FD推進委員会」において審議され、「星槎道都大学授業改善取組規程」（資料1-2-8）に基づき、優秀教育賞表彰教員や改善が必要な授業科目を選定している。改善が必要となる対象科目担当教員には、学長に授業改善計画書の提出を求めるとし、また、優秀教育賞表彰教員には、FD活動の授業改善の一環として授業実践についての講演を実施する制度を取り入れている。また、「FD推進委員会」の小委員会として、各学科2名の学生と学務課職員で構成される「学生FD推進委員会」を設置し、授業に関する学生要望等を聴取し、授業改善に役立てる試みを実施している。さらに教職課程独自の授業改善に向けた「教職FD研修」として、「教職センター」の企画による授業研究や学習会を実施している。（資料1-2-9）

SD活動については、「学校法人北海道星槎学園SD推進委員会規程」に基づき、「SD推進委員会」が計画的に学内研修を実施するとともに、学外研修会への参加についても奨励されており、教職センター所員が全国私立大学教職課程協会研究大会や北海道私立大学・短期大学教職課程研究連絡協議会研究大会等に参加し、その成果を共有している。

観点

- ⑤ 教員養成の状況についての情報公表を行っている。

[現状説明]

教員養成の状況については、学校教育法施行規則 172 条の 2 及び教育職員免許状施行規則第 22 条の 6 に基づき、本学のホームページ「教職課程情報公開」(資料 1-2-10)において以下の教職課程に関する情報を掲載している。①教員養成の目標、②教員養成の目標を達成するための計画、③教員養成に係る組織、④取得免許状一覧、⑤教員養成に係る単位数及び授業科目、⑥教員養成に係る授業科目、授業の方法並びに年間の授業計画(シラバス)、⑦卒業生の教員免許状の取得状況、⑧卒業生の教員就職状況、⑨教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組

観点

- ⑥ 全学組織(教職課程センター等)と学部(学科)教職課程とが連携し、教職課程の在り方により良い改善を図ることを目的とした自己点検評価を行い、教職課程の在り方を見直すことが組織的に機能しているか、この自己点検評価を通じて機能しつつある。

[現状説明]

本学教職課程における自己点検評価については、従来は、教職センター運営会議における協議や教職課程担当教員間のコミュニケーションにより実施し、成果や課題の共有及び課題解決の取組を行ってきた。

令和 4 (2022) 年度からは、前年の教育職員免許法施行規則の一部改正の趣旨を踏まえ、組織的に自己点検・評価を行うことを通じて課題をより一層明確化し、必要な解決策を効果的に講じることとし、教職センターにおける体制を整備した。具体的には、教職センター内に、経営学科グループ(保健体育教育担当、商業教育担当)、社会福祉学科グループ(中学校社会等教育担当、特別支援教育担当)、デザイン学科グループ(美術教育担当)、建築学科グループ(工業教育担当)、学務課グループ、改善取組推進グループを組織した。(資料 1-2-11) 現在では、各学科グループ等において自己点検評価を実施する中で、それぞれの免許課程の成果や課題を明確化し、その結果に基づき改善取組推進グループが中心となって各学科及び学務課と協力する中で必要な改善・充実策を講じる体制となっており、自己点検評価の取組は有効に機能している。

[長所・特色]

- ・教職課程教育の質的向上を図るため、各学科の専門性や独自性を活かしながら、統括的な役割を果たす機関として平成 25 (2013) 年度から「教職センター」を設置している。
- ・「教職センター」を組織化するとともに「運営会議」を実施することにより、教職課程に関わる教員及び事務局職員間の適切な役割分担や共通理解が図られ、協力体制が構築されている。
- ・「教職センター室」に、教材研究や教育実習の準備のための学修を効率的に行うことができるよう教職関係文献や教材等を集約している。
- ・キャンパス内全域において Wi-Fi 環境を整備しており、学生や教職員が常時利用することができる。
- ・Microsoft 社とライセンス契約を締結することにより、学生及び教職員は自己負担なく Microsoft Office 365 を利用することが可能であり、授業や学修において「Microsoft Teams」「Microsoft Forms」「Microsoft PowerPoint」「Microsoft Word」「Microsoft Excel」を有効活用している。
- ・組織的・計画的な自己点検・評価の実施と並行して、教職課程独自の FD 活動についても組織的・計画的に実施している。

- ・学校教育法施行規則 172 条の 2 及び教育職員免許状施行規則第 22 条の 6 に基づき、ホームページ上に「教職課程情報公開」の項目を作成し、情報公開を行っている。

[取組上の課題]

- ・GIGA スクール構想が実現された学校の状況に応じた、教員としての実践的指導力を育成する一層の授業改善及び必要な機材等の整備に努める必要がある。そのため、令和 5（2023）年度においては、小中学校への視察や教育委員会や現職教員から情報収集を行うなどして、研究を推進する。
- ・自己点検・評価の取組をもとに適切なマネジメント・サイクルを確立し、教職課程おける内部質保証が一層図られるよう努める必要がある。そのため、教職課程教員が自己課題を明確にしなが、教職課程教育の充実に寄与することができるよう、自己点検評価書を活用した FD 活動を実施する。
- ・教職課程 F D 活動が実質的な授業改善につながるよう、全学的な FD・SD 活動との関連を図りながら、その内容の不断の充実に努める必要がある。そのため、教職課程 FD 活動の内容を一層充実させるとともに機会についても増大する。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1 - 2 - 1 : 「星槎道都大学学則」 第 5 条
- ・資料 1 - 2 - 2 : 「星槎道都大学教職センター運営規程」
- ・資料 1 - 2 - 3 : 「2022 年度 教職員名簿 星槎道都大学教職センター」
- ・資料 1 - 2 - 4 : 「学校法人北海道星槎学園事務分掌規程」
- ・資料 1 - 2 - 5 : 「別紙 1 事務分掌表」抜粋
- ・資料 1 - 2 - 6 : 「星槎道都大学学生便覧 2022 年度生用（令和 4 年度）」 pp.141-144
- ・資料 1 - 2 - 7 : 「星槎道都大学学生便覧 2022 年度生用（令和 4 年度）」 p146
- ・資料 1 - 2 - 8 : 「星槎道都大学授業改善取組規程」
- ・資料 1 - 2 - 9 : 「令和 4 年度 星槎道都大学教職 FD 研修実施計画」
- ・資料 1 - 2 - 10 : 「教職課程情報公開」（星槎道都大学ホームページ）
(<https://www.seisadohto.ac.jp/introduction/teacher-training-information/>)
- ・資料 1 - 2 - 11 : 「教職センター組織図」

基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目 2-1 教職を担うべき適切な人材(学生)の確保・育成

観点

- ① 当該教職課程で学ぶにふさわしい学生像を「入学者受入れの方針」等を踏まえて、学生の募集や選考ないしガイダンス等を実施している。

[現状説明]

「教職課程で学ぶにふさわしい学生像」は、「星槎道都大学入学者受入れの方針（アドミSSION・ポリシー）」（以下、「アドミSSION・ポリシー」）（資料2-1-1）の「求める学生像」に求めることができる。

経営学科では「マネジメント分野において、最適なバランスを考えながら問題解決に取り組む意欲を持っている人。」「スポーツ分野において、現状分析をベースに本学部での学修成果を実践に生かす前向きな姿勢を持っている人。」「あらゆる事象に関心を持ち、情報を集め行動に生かす、柔軟な姿勢を持っている人。」「学術・文化・スポーツなどの分野において優秀な成績を有し、その能力を経営・教育・スポーツなどの分野で生かすことを考えている人」としている。社会福祉学科では「支援を要する人々が抱える諸問題や、コミュニティの在り方に興味・関心を持っている人。」「支援を要する人々に関わり、コミュニケーションを通して問題解決に取り組む意欲を持っている人。」「社会貢献活動などを通して広く評価を得ている人。」「学術・文化・スポーツなどの分野において優秀な成績を有し、その能力を福祉・教育・行政などの分野で活かそうと思っている人」としている。デザイン学科では「美術・デザインに関する専門的な知識や技能、及び幅広い教養を身につけようとする意欲のある人。」「対話、表現能力及び論理的かつ創造的思考力を働かせ、課題解決する判断力を身につけようとする意欲のある人。」「コミュニケーション能力を高め、地域や国内外で積極的に関わっていく意欲のある人」としている。建築学科では「建築とデザイン、そしてそれをとりまく環境に常に好奇心を持ち、自ら学び、行動することができる人。」「柔軟で多面的な思考を持ち、広い視野を持っている人。」「『ものづくり』を通して社会に貢献しようとする高い志と使命感を有する人」としている。これら各学科の「求める学生像」は、大学における学修と高等学校における学習との関連が適切に理解されるよう、「高校時代に身につけておくことが望ましいこと」とともに示している。

「アドミSSION・ポリシー」は、本学のホームページで公表するほか、毎年作成する「入学試験実施要項」にも掲載し、高等学校訪問、入学説明会、オープンキャンパスの学科説明及び個人面談、入学後の各学科専攻別オリエンテーション等における説明に活用している。

観点

- ② 「教育課程編成・実施の方針」等を踏まえて、教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するための基準を設定している。

- ③ 「卒業認定・学位授与の方針」も踏まえて、当該教職課程に即した適切な規模の履修学生を受け入れている。
- ④ 「履修カルテ」を活用する等、学生の適性或資質に応じた教職指導が行われている。

[現状説明]

本学の教職課程においては、「ディプロマ・ポリシー」及び「カリキュラム・ポリシー」に基づき、履修すべき科目と単位を設定している。個々の教職課程科目と「ディプロマ・ポリシー」との関連については、学生が学修を進める上での参考とすることができるよう、「カリキュラムマップ」(資料2-1-2)及び各科目のシラバス上に明記している。

教職を担うにふさわしい学生が教職課程の履修を開始・継続するためのシステムとしては、①「教職課程登録(1年次)」と②「セレクション(基礎免許教育実習履修資格要件の審査)(2年次)」(以下、「セレクション」)の機会を設定している。また、学生への継続的な助言・支援システムとして、③「『履修カルテ』を活用した個別面談」を実施している。

①の「教職課程登録」については、1年次4月に実施する「教職ガイダンス」に出席した学生を対象に教職課程登録票を配布している。その後、所定の教職課程履修登録を行い、かつ、教職課程登録票を提出し登録料を納入した者全員を教職課程履修学生として受け入れている。教員志望者の意思を最大限に尊重する観点から、この段階においては特定の資格要件等は定めていない。教職課程に登録する学生の割合は例年、在籍数の1割程度であり、本学教職課程の収容能力を超えることはない。

②の「セレクション」については、「教育実習履修条件」として、ア「履修手続き要件」、イ「単位修得条件」、ウ「GPA要件」を定めるとともに、さらに学生に対し「レポート課題」、「小論文」、「漢字テスト」、「面接」を課して審査のための資料を得ている。「教育実習履修条件」のうち「単位修得条件」では、「カリキュラム・ポリシー」に基づいて編成した教職課程科目のうち、「共通教育科目」については、「情報基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、「スポーツ総合」、「健康科学」を含み24単位以上を修得すること、「専門科目」については、1・2年次に開講される「必修科目」をすべて修得すること、「教育の基礎的理解に関する科目」及び「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については、1・2年次に開講される「必修科目」を全て修得すること、「教科及び教科の指導法に関する科目」については、教職課程登録を行った当該教科の1・2年次に開講される「必修科目」を全て修得することとしている。

「教職センター運営会議」では、各学生の「教育実習履修条件」及び審査資料を総合的に判断し、「3年次教育実習(事前指導)履修許可者」に該当するか否かを審議・決定し、その結果を通知している。(資料2-1-3)

③の「『履修カルテ』を活用した個別面談」については、各学年各学期初めに、担当教員が受持ちの学生との面談を実施し、「履修カルテ」(資料2-1-4)をもとに個々の学生の教職課程の学修状況を確認するとともに、必要な助言等を行っている。これら①～③取組の具体的な内容については、学生便覧(資料2-1-5)に詳細に掲載するとともに、「教職ガイダンス」等の機会をとらえて学生に周知徹底している。

[長所・特色]

- ・「教職課程で学ぶにふさわしい学生像」及び「高校時代に身につけておくことが望ましいこと」について、「アドミッション・ポリシー」に具体的に明記し、オープンキャンパスや高校訪問等の機会をとらえて高校生に周知している。
- ・教職課程の学生が当該科目の内容と「ディプロマ・ポリシー」との関連を意識して学修することができるよう、教職課程の各科目と「ディプロマ・ポリシー」との関連を、「カリキュラムマップ」及びシラバスに明記している。
- ・教職をめざす学生に対し、「教職ガイダンス」等において、適切な意識付けや関連情報の提供、必要な指導・助言をきめ細かく行っている。
- ・教職を担うべき適切な人材(学生)の確保に向け、複数の条件及び客観的データを評価項目として設定し、公正で厳格な「セレクション」を行っている。

[取組上の課題]

- ・本学の学部・学科は教員養成を主たる目的とする学部・学科ではないことから、各学科において取得可能な教育職員免許状の種類が高等学校をはじめ外部に十分に理解されていない実態がある。このことから高校生等への一層の周知を行う必要がある。そのため、入試広報課等の高校訪問や説明会においてパンフレットの配布・説明を行う。
- ・「セレクション」終了後においても、進路の確定に至っていないことなどにより、学生によって学修の伸長に格差が見られる実態があることから、個別面談等による継続的な支援を行う必要がある。そのため、教職センターにおいて、定期的に学生の状況を取りまとめ、必要な指導・支援を行う。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料2-1-1:「星槎道都大学入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)」
- ・資料2-1-2:「カリキュラムマップ」
- ・資料2-1-3:「教職セレクション審査資料 掲載項目」
- ・資料2-1-4:「履修カルテ」例(中学校社会)
- ・資料2-1-5:「星槎道都大学学生便覧2022年度生用(令和4年度)」pp.136-138

基準項目 2 - 2 教職へのキャリア支援

観点

- ① 学生の教職に就こうとする意欲や適性を把握している。
- ② 学生のニーズや適性の把握に基づいた適切なキャリア支援を組織的に行っている。
- ③ 教職に就くための各種情報を適切に提供している。

[現状説明]

本学における教職志望学生へのキャリア支援体制としては、①学年別の「教職ガイダンス」の実施、②「教職課程に係る各種情報提供体制」の整備、③「教職アドバイザー制度」の運用、④「教職志望学生対象の『基礎ゼミナール』（1・2年生対象）」の開設、⑤「教職志望学生対象の『専門演習』（3・4年生対象）」の開設、⑥「『履修カルテ』を活用した個別面談」、⑦「その他教職に係る情報提供」の実施等が挙げられる。

①の学年別の「教職ガイダンス」（資料2-2-1）については、学務課が中心となり教職センターと連携し、毎学期学年別に実施している。1年生については、「免許状の種類」、「本学の教職課程」、「教育実習」、「教育実習履修資格要件」、「介護等体験」、「教職課程の履修」、「教員採用試験対策プログラム（サブメジャー・プログラム）」（資料2-2-2）、「『履修カルテ』作成及び面談申込」について説明を行っている。2年生については、「教職課程の履修」、「教育実習実施までの流れ」、「セレクション」、「『履修カルテ』作成」及び面談申込」について説明を行い、「セレクション」後には、「教育実習校の開拓」をはじめ、「教育実習実施期間」や「学務課への提出物」等、教育実習校決定に向けての説明を行っている。3年生については、「教育実習実施までの今後のスケジュール（学生・学務課）」、「学務課への提出物」、「学校インターンシップ（学校体験活動）」（以下、「学校インターンシップ」）（資料2-2-3）、「『履修カルテ』作成及び面談申込」、「実習校との連絡」、「教育実習費の納入」について説明を行い、3年次の修了時には「教育実習生調査書の作成」、「作成上の注意点」、「教育実習校へ提出する教育実習生調査書の作成」について説明を行っている。4年生については、「教育実習履修登録料および登録受付・登録料の用途」、「教育実習について（実習期間中の授業欠席・終了後レポート・保険・通学定期申請等）」、「教員免許取得に係る科目の履修登録」、「学務課への提出物」、「教員採用候補者選考」、「介護等体験の申し込み・実施」、「免許状授与申請の流れ」、「『履修カルテ』作成及び面談申込」について説明を行い、教育職員免許状一括申請書類作成時には、「教育職員免許状の申請方法」、「申請スケジュール」、「学務課で受理する書類・各自で準備する書類」、「学務課への提出物」、「教育職員免許状取得に関する注意事項」について説明を行っている。

②の「教職課程に係る各種情報提供体制の整備」については、Microsoft Teams 内に開設した「学年別教職課程（チーム）」及びBIND.note（本学学生用スマートフォンアプリ）（資料2-2-4）の配信機能を用いたオンラインによる情報提供を行っている。主な内容としては、「札幌市教育委員会学生ボランティア事業の案内」や「『教職ガイダンス』の日時の連絡」、「北海道・札幌市公立学校教員採用候補者選考検査の情報（4年生のみ）」、「教育職員免許状一括申請ガイダンス実施の案内（4年生のみ）」、「セレクションの実施内容や実施後の結果（2年生のみ）」等が挙げられる。また、免許取得に係る履修登録上の不備についての個別連絡など、必要に応じて対象者を限定し、きめ細かな情報提供を行っている。

③の「教職アドバイザー制度」(資料2-2-5)については、教職センター所員全員を教職アドバイザーとして位置付けており、学生は必要に応じて、対面・チャット・メールのいずれかの手段により、希望する教員との教職課程科目の履修や卒業後の進路等に関する相談を行うことができる。各アドバイザーは学生からの相談に応じ必要な支援・指導を行うとともに、アドバイザー間で共有すべき情報については、学生の了解の下「学修成果可視化システム」上に格納している。

④の「教職志望学生対象の『基礎ゼミナール』(『基礎ゼミナールIA』、『基礎ゼミナールIB』、『基礎ゼミナールIIA』、『基礎ゼミナールIIB』各1単位、第1～2学年)」(資料2-2-6)については、卒業後に教職に就く強い意欲を持つ学生を1年次から継続して支援するため、全学部・学科の学生を対象に2講座開設している。

⑤の「教職志望学生対象の『専門演習』(『専門演習IA』、『専門演習IB』、『専門演習IIA』、『専門演習IIB』各1単位、第3～4学年)」(資料2-2-7)については、卒業後に教職に就く強い意欲を持つ学生の専門的な学修を支援するため、教育専攻を設置する社会福祉学部・学科に計2講座開設している。

⑥の「『履修カルテ』を活用した個別面談」については、各学年の後期において、個々の学生毎にあらかじめ定められた担当の教員が実施しており、面談を通して、教職課程科目の履修状況及びその成果を確認するとともに、学生の自己評価に基づいた課題の明確化と解決のための取組を支援している。

⑦の「その他教職に係る情報提供」については、主としてキャリア支援センターが担っており、Microsoft Teams内に開設した「キャリア支援センターからのお知らせ(チーム)」において情報提供を行っている。情報提供の具体例としては、私立学校や他県の教員採用試験の求人情報、期限付教諭募集状況(北海道教育庁による「期限付教諭等の確保に向けた取組」への協力)等がある。

学生の教職に就こうとする意欲や適性の把握や、それらに基づいたキャリア支援については、上記の①～⑦の取組が有効に機能している。

観点

- ④ 教員免許状取得件数、教員就職率を高める工夫をしている。
- ⑤ キャリア支援を充実させる観点から、教職に就いている卒業生や地域の多様な人材等との連携を図っている。

[現状説明]

教職の多面的な理解に向けては、「教職論」をはじめ「学校インターンシップ」や「教育実習」等の教職課程科目における学修はもとより、①「校長経験のある本学教員による講話」、②「現職教員による講話」、③「北海道教育委員会事務局職員による説明」、④「北海道教育委員会が主催する体験活動やボランティア活動への参加奨励」、⑤「学校紹介パンフレット等における卒業生(現職教員)の紹介」等の取組を行っている。

①の「校長経験のある本学教員による講話」及び②の「現職教員による講話」については、本学のサブメジャー・プログラムとして位置付けている「教員採用試験対策プログラム」(4単位、第1～2学年)において、特別支援学校・高等学校の校長経験者、北海道立教育研究所長及び北海道特別支援教育センター所長経験者、教育行政経験者、現職教員の卒業生が講話を行っている。(資料2-2-8)

③の「北海道教育委員会事務局職員による説明」については、北海道教育庁学校教育局教職員育成課職員

を大学に招聘し、教職課程科目内での説明を依頼している。説明の主な内容は北海道教育の現状と課題、北海道教育委員会の教員育成指標、教職員の業務の実際、教員採用候補者選考、教員の給与、福利厚生、勤務時間・休暇等である。(資料2-2-9)

④の「北海道教育委員会が主催する体験活動やボランティア活動への参加奨励」については、北海道教育委員会が主催する「草の根教育実習」や「ボランティアバンク(学校サポーター)」事業を紹介し、参加・活用を奨励している。

⑤の「学校紹介パンフレット等における卒業生(現職教員)の紹介」については、毎年発行する大学案内のパンフレットに掲載し、学校説明会をはじめ高等学校訪問やオープンキャンパス等で配布している。(資料2-2-10)

教育職員免許状の取得については、経営学部経営学科スポーツマネジメントコース及び社会福祉学部社会福祉学科教育専攻においては必須とし、その他の学科等においては学生の自由意思に委ねている。開放性の教員養成の原則の下、すべての学科において教育職員免許状取得が可能であるという本学の特長が最大限活用されるよう、入学前のオープンキャンパスや学校紹介パンフレット、さらには入学後のオリエンテーション等において、教育職員免許状取得の意義やメリット等について説明している。教員就職率の向上に向けた取組としては、前掲のキャリア支援体制の各取組及び「教員採用試験対策プログラム(サブメジャー・プログラム)」が中心となるが、教員採用候補者として登録とならなかった学生に対しては、北海道教育委員会や特別支援学校校長会等と連携し、期限付き教諭等の採用について積極的な情報提供を行っている。

過去5年間の教員免許取得状況及び教員としての就職状況は以下のとおりである。(資料2-2-11、資料2-2-12)

卒業年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成30年
	2022	2021	2020	2019	2018
免許取得者数	28	23	12	23	14
教員就職者数	5	8	2	6	4

[長所・特色]

- ・教職に係るキャリア支援について、集団に対するガイダンスの実施、個人に対する各種面談機会の設定、特別のゼミナールの開設、ICTを活用した情報提供・共有システムの活用等によりきめ細かく行っている。
- ・教職の多面的な理解を促進するため、教育課程に必修科目として「学校インターンシップ」を設置するほか、実務家教員及び外部人材(北海道教育委員会、現職教員)による講義等を行っている。
- ・学生が4年間を通じて、教職に向かう強い意志を持ち続け、教員採用候補者選考において登録者となることができるよう、1・2年次において教職志望学生を対象とした特別のゼミナールを複数開設するとともに、サブメジャー・プログラムとして「教員採用試験対策プログラム」を実施している。

[取組上の課題]

- ・進路変更等の理由により、1年次の教職課程登録者数と卒業時の教育職員免許状取得者数に差異が生じ

ているため、教員職員免許状取得の意義やメリット等の説明を継続して行う必要がある。そのため、教職に向けた意識を失うことのないよう、各種ガイダンス、授業、個別面談等できめ細かな指導・支援を行う。

- ・教育を巡る状況の変化や教員育成指標等を踏まえ、「履修カルテ」の自己評価項目の必要な見直し・改善を図る必要がある。そのため、中央教育審議会の論議や北海道教育委員会の「教員育成指標」の改訂の状況を見据えながら、令和5（2023）年度において改訂する。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料2-2-1：「教職ガイダンス資料」
- ・資料2-2-2：「教員採用試験対策プログラム（サブメジャー・プログラム）」
- ・資料2-2-3：「学校インターンシップ」概要
- ・資料2-2-4：「星槎道都大学学生便覧2022年度生用（令和4年度）」pp. 19-21
- ・資料2-2-5：「教職アドバイザー一覧」
- ・資料2-2-6：「教職志望学生対象の基礎ゼミナールIA、IB、IIA、IIB」シラバス例
- ・資料2-2-7：「教職志望学生対象の専門演習IA、IB、IIA、IIB」概要
- ・資料2-2-8：「校長経験のある本学教員による講話」及び「現職教員による講話」（令和4（2022）年度）
- ・資料2-2-9：「北海道教育委員会事務局職員による説明」（令和4（2022）年度）
- ・資料2-2-10：「学校紹介パンフレット」（令和4年度版 p23、p44）
- ・資料2-2-11：「卒業生の教員免許状取得状況」
- ・資料2-2-12：「卒業生の学校種別就職状況」

基準領域3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目3-1 カリキュラムの編成・実施

観点

- ① 教職課程科目に限らず、キャップ制を踏まえた上で卒業までに修得すべき単位を有効活用して、建学の精神を具現する特色ある教職課程教育を行っている。
- ② 学科等の目的を踏まえ、教職課程科目相互とそれ以外の学科科目等との系統性の確保を図りながら、コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラムを編成している。
- ③ 教職課程カリキュラムの編成・実施にあたり、教員育成指標を踏まえる等、今日の学校教育に対応する内容上の工夫がなされている。

[現状説明]

本学では、「建学の精神」、「教育の理念」及び「ディプロマ・ポリシー」を踏まえて「カリキュラム・ポリシー」を定め、教育課程を編成している。教職課程科目及び各学科の専門科目と「ディプロマ・ポリシー」の各項目との関連は「カリキュラムマップ」に明示し公開している。各学科の教職課程科目については、教職課程科目相互の系統性及び学科専門科目との系統性に配慮して各学年・各学期に配置しており、全体的な科目の配置状況は「カリキュラムツリー」(資料3-1-1)に明示し公開している。このほか、本学では「科目ナンバリング」(資料3-1-2)を整備しており、開講するすべての科目について、学問分野、開設学科、科目の区分、科目レベル(難易度)等を明示し公開している。学生は、「カリキュラムマップ」、「カリキュラムツリー」及び「科目ナンバリング」を参照することにより、教職課程科目と「ディプロマ・ポリシー」との関連をはじめ、当該科目のカリキュラム全体における位置付けや学科専門科目との関連、さらには難易度等、教育課程の構造を俯瞰的にとらえ、学修計画の作成等に役立てている。

経営学科においては、教育研究上の目的の「経営を広い視点で捉え、地域社会やスポーツビジネスのような様々な社会的活動も経営対象として捉え、幅広い視野と国際的かつ地域に根ざした経営感覚を持つ幅広い人材を養成する。」「保健体育・商業等の教職において活躍し得る人材を養成する。」に基づき、「カリキュラム・ポリシー」において、経営学に関する専門的な知識や技能の修得、コミュニケーション能力の育成、論理的かつ効率的な分析力及び表現力の育成を掲げ、教育課程を編成している。「中学校教諭一種免許状(保健体育)」及び「高等学校教諭一種免許状(保健体育)」取得をめざす課程においては、教育職員免許法施行規則における「1単位以上修得させる必要がある『教科に関する専門的事項に関する科目数』」(以下、「A」)及び「本学において開講する必修科目数」(以下、「B」)の状況は、 $B/A=19/11$ となっている(資料3-1-3、p126)。「高等学校教諭一種免許状(商業)」取得をめざす課程においては、教育職員免許法施行規則において定められた「『教科及び教科の指導法に関する科目』の最低修得単位数」24に対し、「本学において開設する必修科目(選択必修含む)の単位数の合計」は24となっており(資料3-1-3、p127)、各免許取得課程において学術専門性を確保している。

社会福祉学科においては、教育研究上の目的の「共生社会のシステム構築に寄与する人材を養成する。」、

「特別支援・社会分野の教職において活躍し得る人材を養成する。」に基づき、「カリキュラム・ポリシー」において「共生社会の実現に不可欠な福祉援助について体系的に学び、個人や社会にとって必要な課題解決のために創意工夫する能力を身につけること」を目標に定め、教育課程を編成している。「中学校教諭一種免許状（社会）」取得をめざす課程においては、 $B/A=12/10$ となっている（資料3-1-3、p 128）。同様に、「高等学校教諭一種免許状（地理歴史）」取得をめざす課程においては、 $B/A=7/5$ （資料3-1-3、p 129）、「高等学校教諭一種免許状（公民）」取得をめざす課程においては、 $B/A=11/8$ となっている（資料3-1-3、p 129）。また、「特別支援学校教諭一種免許状」取得をめざす課程においては、教育職員免許法施行規則において定められた「『特別支援教育領域に関する科目』の最低修得単位数」16に対し「本学で開講する科目の単位数の合計」は16、「『免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目』の最低修得単位数」5に対し「本学で開講する科目の単位数の合計」は6となっている（資料3-1-3、p 135）。以上のとおり、各免許取得課程において学術専門性を確保している。

デザイン学科においては、教育研究上の目的の「知識や教養の修得と共に、個々の学生の感性や感覚の練磨につとめ、感受性豊かで想像力や表現力や創造力のある人間形成を行う。」「教職をめざす学生には、美術ならではの教育方法の特質と役割とを認識させ、教育現場での授業等において、それらを反映させ実践できる人材の育成を行う。」に基づき、「カリキュラム・ポリシー」において「美術・デザイン学を体系的に学び、実践的学修で培われた知識、技能、態度等を総合的に活用し、直面している問題の発見、解決方法について考える力を身につけ、地域や国内外での多様な人々と協働して学ぶことができること」を目標に定め、教育課程を編成している。「中学校教諭一種免許（美術）」及び「高等学校教諭一種免許状（美術）」取得をめざす課程においては、 $B/A=21/6$ となっている（資料3-1-3、p 130）。同様に、「高等学校教諭一種免許状（工芸）」取得をめざす課程においては、 $B/A=16/7$ となっている（資料3-1-3、p 131）。以上のとおり、各免許取得課程において学術専門性を確保している。

建築学科においては、教育研究上の目的の「工業（建築）分野の教職において活躍できる人材を育成する。」に基づき、「カリキュラム・ポリシー」において「建築学を体系的に学び、実践的学修で培われた知識、技能、態度等を総合的に活用し、直面している問題の発見、解決方法について考える力を身につけ、地域や国内外での多様な人々と協働して学ぶことができること」を目標に定め、教育課程を編成している。「高等学校教諭一種免許状（工業）」取得をめざす課程においては、教育職員免許法施行規則において定められた「『教科及び教科の指導法に関する科目』の最低修得単位数」24に対し、「本学において開設する必修科目の単位数の合計」は41となっており（資料3-1-3、p 132）、学術専門性を確保している。

教育職員免許法施行規則において定められた「『教科及び教科の指導法に関する科目』の最低修得単位数」（以下、「C」）及び「本学において開設する科目（必修、選択含む）の単位数の合計」（以下、「D」）の状況は、「中学校教諭一種免許状（保健体育）」の取得をめざす課程においては、 $D/C=57/28$ （資料3-1-3、p 126）、「高等学校教諭一種免許状（保健体育）」の取得をめざす課程においては、 $D/C=57/24$ （資料3-1-3、p 126）、「高等学校教諭一種免許状（商業）」の取得をめざす課程においては、 $D/C=48/24$ （資料3-1-3、p 127）、「中学校教諭一種免許状（社会）」の取得をめざす課程においては、 $D/C=62/28$ （資料3-1-3、p 128）、「高等学校教諭一種免許状（地理歴史）」の取得をめざす課程においては、 $D/C=32/24$ （資料3-1-3、p 129）、「高等学校教諭一種免許状（公民）」の取

得をめざす課程においては、 $D/C=34/24$ (資料 3-1-3、p 129)、「中学校教諭一種免許状(美術)」の取得をめざす課程においては、 $D/C=66/28$ (資料 3-1-3、p 130)、「高等学校教諭一種免許状(美術)」の取得をめざす課程においては、 $D/C=66/24$ (資料 3-1-3、p 130)、「高等学校教諭一種免許状(工芸)」の取得をめざす課程においては、 $D/C=50/24$ (資料 3-1-3、p 131)、「高等学校教諭一種免許状(工業)」の取得をめざす課程においては、 $D/C=78/24$ (資料 3-1-3、p 132)となっている。以上のとおり、各免許課程においてキャップ制の下、学生が自らの興味・関心や課題に応じた科目履修を行うことが可能な体制となっている。

また、各学科の教職課程における「教科に関する専門的事項に関する科目」は、社会福祉学科における共通教育科目 5 科目を除いて、すべての科目を当該学科の専門科目で構成し、教職課程教育と学科教育との密接な関係性を確保している。

コアカリキュラムが設定されている科目については、「全体目標」「一般目標」「到達目標」の内容をシラバスに反映させるなど、学生がコアカリキュラムに示された事項等を確実に修得することができるよう授業を設計し、文部科学省の課程認定を経て単位認定を行っている。

教員育成指標については、教職課程担当教員個々による自己研修に加え、「教職 FD 研修」において北海道教育庁学校教育局教職員育成課職員を招聘して説明会を開催しており(資料 3-1-4)、授業の工夫・改善に生かしている。

上記教職課程のうち、「特別支援学校教諭一種免許状」取得をめざす課程については、本学の「建学の精神」及び「ディプロマ・ポリシー」をはじめとする 3 つのポリシーを踏まえ、共生社会の実現に寄与する人材育成の観点から、「特別支援学校教員養成プログラム」(資料 3-1-5)として、本学サブメジャー・プログラムに位置付けており、教職課程に登録したすべての学生のうち希望する者が、所属学科に関わらず履修できる体制としている。

このほか、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については、小規模大学の長を生かし、全学科の教職志望の学生を対象に開講しており、授業においては多様な専門性に基づいた見方・考え方を生かした考察や意見交換が行われている。

観点

- ④ 今日の学校における ICT 機器を活用し、情報活用能力を育てる教育への対応が充分可能となるように、情報機器に関する科目や教科指導法科目等を中心に適切な指導が行われている。

[現状説明]

ICT 機器の活用能力や児童生徒の情報活用能力の育成のための指導力については、主として、①教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定められた科目として開設している「情報基礎演習 I」及び「情報基礎演習 II」(資料 3-1-6)、②「共通教育科目」における「情報・数理基礎教育科目」として開設している「データサイエンス基礎」(資料 3-1-7)、③教育職員免許法施行規則に定められた「道徳、総合的な学習の時間の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する科目として開設している「教育方法論」(資料 3-1-8)及び「視聴覚教育」(資料 3-1-9)、④教育職員免許法施行規則に定められた「教科及び教科の指導法に関する科

目)の「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する科目として開設している各教科の「教育法」等の科目において育成している。なお、改正教育職員免許法施行規則に基づき、令和5年度入学生の教職課程からは、「情報通信技術を活用した教育の理論と方法」に関する科目として「教育とICT活用」を開設するとともに、「教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する科目を「教育の方法及び技術」に関する科目に、「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)」に関する科目を「各教科の指導法(情報通信技術の活用を含む。)」に関する科目に改め、内容の改善を図ることとしている。

「情報基礎演習Ⅰ」では、履修目標を「コンピュータや情報処理技術に関する基礎知識・技術を習得し、今後の生活においてICTを利活用するための基礎的素養を身につける。」、「インターネットの基本を理解し、セキュリティやマナーに配慮した利用法を学ぶ。」、「コンピュータを使ったデータ処理(文書処理・表計算)について理解を深め、自分が意図した通りにデータを加工し、適切なかたちで表現する技能を習得する。」としている。「情報基礎演習Ⅱ」では、履修目標を「今後のデジタル社会において、数理・データサイエンス・AIを日常生活や実社会の場で活用できる基礎的素養を身につける。」、「ドキュメンテーション及びプレゼンテーションの基礎知識を身につけ、自分が意図した通りにデータを加工し、適切なかたちで表現する技能を習得する。」としている。「データサイエンス基礎」では、履修目標を「データサイエンスの意義と目的についての理解を踏まえ、数理・データサイエンス・AIを日常生活や実社会の場で活用できる基礎的素養を身につける。」としている。「教育方法論」では、授業の内容として「授業改善と情報機器の活用」、「授業改善と視聴覚教材の活用」を取り扱っている。「視聴覚教育」では、履修目標を「学生が実践的な視聴覚機器の利活用及び主体的なプレゼンテーション技法を修得する。」としている。各教科の「指導法」においては、Microsoft Officeを構成する各ソフトウェアの有効活用を図り、「プレゼンテーションの作成」、「レポートの提出」、「協働学修」、「学生との学修に係る質疑応答」、「製図等のエスキースの確認・指導」、「模擬授業の実施」等に生かしている。また、ICTを活用し、教育委員会が提供する教員研修用アーカイブや「NHK for School」等の教育ポータルを活用することについても指導している。建築学科においては、「Jw_cad」、「Vectorworks」等のソフトウェアを使用している。

観点

- ⑤ アクティブ・ラーニング(「主体的・対話的で深い学び」)やグループワークを促す工夫により、課題発見や課題解決等の力量を育成している。
- ⑥ 教職課程シラバスにおいて、各科目の学修内容や評価方法等を学生に明確に示している。

[現状説明]

本学では、学生の授業理解の徹底や教育の質の保障の観点から、詳細なシラバスを作成している。その構成は①履修目標、②授業の位置付け、③到達目標、④授業全体の内容と概要、⑤授業の方法、⑥アクティブ・ラーニングの実施方法、⑦履修上の留意事項、⑧修学サポート(合理的配慮)、⑨資格指定科目、⑩評価前提条件、⑪評価方法、⑫ルーブリック、⑬教科書・参考文献、⑭授業計画となっている。

①の「履修目標」は、授業の目的であり、授業で取り扱う内容を包括的に示している。②の「授業の位置付け」では、当該授業の内容が各学科のディプロマ・ポリシーのどの項目に対応しているかを示して

いる。③の「到達目標」では、当該授業において最低限身に付けるべき学修内容を示している。④の「授業全体の内容と概要」では、当該授業の内容や進め方などを概略的に示している。また、当該授業が「SDGs」、「数理・データサイエンス教育」、「情報リテラシー」、「研究倫理・コンプライアンス」に関連する科目である場合には、その旨についても記述している。⑤の「授業の方法」では、授業の方法を具体的に示している。⑥の「アクティブ・ラーニングの実施方法」では、当該の授業におけるアクティブ・ラーニングの実施方法を示している。本学では、授業における課題発見や課題解決等の力量を育成する観点から、すべての授業においてアクティブ・ラーニングを実施することとしており、シラバスにおいて当該授業で実施するアクティブ・ラーニングの形態（プレゼンテーション、グループワーク、フィールドワーク、PBL、模擬授業、ロールプレイ、調査学習、反転授業、ディスカッション、実験・実習・実技、双方向授業等）を明記している。⑦の「履修上の留意事項」では、授業規律や出欠席の取扱いなど学生が履修上留意すべきことがらを示している。⑧の「修学サポート（合理的配慮）」では、障害等により受講上、合理的な配慮を必要とする学生への対応を示している。⑨の「資格指定科目」では、当該授業と資格課程との関連を示している。⑩の「評価前提条件」では、単位認定に必要となる最低出席回数等を示している。⑪の「評価方法」では、定期試験、レポート、課題・作品、中間テスト、平常点、その他の項目について評価のウエイトを示している。⑫の「ルーブリック」では、評価項目（評価の観点）に評価基準として5つの段階（「履修目標を超えたレベルを達成している」、「履修目標をほぼ達成している」、「履修目標と到達目標の間にあるレベルを達成している」、「到達目標を達成している」、「到達目標を達成していない」）を定め、評価項目ごとの各段階の状況（評価規準）を文章表現している。学生は、シラバス上に明記された「評価方法」と「ルーブリック」を参照することにより、学修の目標を明確化したり、自らの成績とこれらを照合することにより、学修上の課題を把握したりすることができる。⑬の「教科書・参考文献」では、学生が購入すべき教科書及び学修上参考とすべき文献を明示している。⑭の「授業計画」では、各授業回における「学修内容」、「授業外学修としての準備学修・事後学修」を示している。本学ではすべての科目の第1回目の授業において、シラバスの説明及び前年度に実施した当該科目の授業改善アンケートにおける評価結果の説明を行うこととしている。こうしたシラバスを活用した取組は、アクティブ・ラーニングの充実や学生の授業理解の深化に大きな役割を果たしている。

観点

- ⑦ 教育実習を行う上で必要な履修要件を設定し、教育実習を実りあるものとするよう指導を行っている。
- ⑧ 「履修カルテ」等を用いて、学生の学修状況に応じたきめ細かな教職指導を行い、「教職実践演習」の指導にこの蓄積を活かしている。

[現状説明]

教育実習の充実に向けては、基準項目2-1に記載に記載したとおり、厳格な資格要件を設定して「セレクション」を実施し、「教育実習事前・事後指導」（第3学年及び第4学年、各1単位）（資料3-1-10）、「特別支援教育実習（事前指導）」（第3学年及び第4学年、各1単位）、「特別支援教育実習（事後指導）」（第4学年、1単位）（資料3-1-11）の履修につなげている。

「教育実習事前・事後指導」（第3学年）では、履修目標を「教育実習生として必要な資質を理解し、

教師として基礎的な知識や技能の修得することができる。」とし、実習の目的・意義を理解するとともに、生徒の実態や教科の目標・特性に応じた学習指導案を作成し授業を行うことができるよう指導を行っている。「教育実習事前・事後指導」(第4学年)では、引き続き同様の指導を行うほか、実習後には、自らの教育実習を反省し、課題等を確認し、教師として今後の展望を見いだすことができるよう指導を行っている。「特別支援教育実習(事前指導)」及び「特別支援教育実習(事後指導)」では、履修目標を「特別支援教育の趣旨や内容を理解するとともに、特別支援学校教諭一種免許状取得のために必要な教育実習の意義を理解する。模擬授業等の演習では、教育実習を見据え、学校現場で教壇に立つ教師の役割を意識して学ぶ。」とし、特別支援学校教育の概要や教育実習について理解するとともに、障害のある子どもの教育活動や授業づくりに必要な基礎的な知識、技能、態度を身に付けることができるよう指導を行っている。模擬授業については、各教科教育法の授業においても実施し、実践的な指導力の育成に努めている。「教育実習」終了後には、日誌及び実習報告レポートを提出させるとともに、「教育実習報告会」を開き、成果や課題を共有させている。

「教職実践演習」(資料3-1-12)では、個々の学生が、「履修カルテ」等に基づく担当教員の個別指導を踏まえ、「使命感や責任感、教育的愛情」、「社会性や対人関係能力」、「生徒理解や学級経営等」、「教科等の指導力」の各観点から自身の能力・技能等の課題を理解し、その不足している知識や技能等を補うための自己目標を設定し、課題解決に向けた取組を行っている。授業においては、教職経験者を含めた複数教員の協力方式による効果的な授業(ロールプレイング・フィールドワーク・ワークショップ等)を展開し、教員としての実践的な指導力の育成に努めている。

本学の「授業改善アンケート」では、「シラバスは授業時の説明や記述が適切だったか。」、「教員の話し方(言葉・声の調子等)は適切だったか。」、「時間配分など、授業の進め方は適切だったか。」、「板書やパワーポイントの字や図の表現は適切だったか。」、「配布資料、教科書などの教材は適切だったか。」、「教員は学生の理解度を確認しながら授業を進めたか。」、「授業の内容は興味や関心が持てるものだったか。」、「授業の内容は理解できたか。」、「教員は熱意を持って授業に臨んでいたか。」、「授業は全体的にどの程度満足したか。」について、授業評価を実施している。令和4(2022)年度の教職課程科目の各授業の「授業満足度」の平均は、次のとおりである。

教育職員免許法施行規則第66条に定める科目				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	97.4%	61.2%	17.6%	18.7%
R3	97.5%	52.2%	23.1%	22.2%

教科及び教科の指導法に関する科目 「中学校・高等学校教諭一種免許状(保健体育)」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	98.0%	51.2%	23.4%	23.4%
R3	96.1%	43.8%	26.3%	25.9%

教科及び教科の指導法に関する科目 「高等学校教諭一種免許状(商業)」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	95.7%	46.4%	22.7%	26.5%
R3	95.3%	41.3%	27.2%	26.8%

教科及び教科の指導法に関する科目 「中学校教諭一種免許状（社会）」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	89.4%	43.0%	20.8%	25.6%
R3	92.3%	41.0%	24.5%	26.9%

教科及び教科の指導法に関する科目 「高等学校教諭一種免許状（地理・歴史）」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	85.9%	37.5%	19.6%	28.8%
R3	90.2%	36.9%	25.0%	28.3%

教科及び教科の指導法に関する科目 「高等学校教諭一種免許状（公民）」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	93.5%	48.7%	22.2%	22.6%
R3	90.6%	41.0%	22.8%	26.8%

教科及び教科の指導法に関する科目 「中学校・高等学校教諭一種免許状（美術）」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	94.2%	48.2%	24.3%	21.8%
R3	96.2%	48.5%	26.2%	24.2%

教科及び教科の指導法に関する科目 「高等学校教諭一種免許状（工芸）」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	95.9%	49.9%	26.3%	19.7%
R3	96.1%	46.0%	26.3%	23.9%

教科及び教科の指導法に関する科目 「高等学校教諭一種免許状（工業）」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	95.1%	44.7%	24.4%	26.0%
R3	95.1%	40.3%	27.4%	27.4%

「教育の基礎的理解に関する科目」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	97.5%	55.5%	23.6%	18.4%
R3	98.4%	54.1%	27.3%	20.6%

「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	94.3%	48.4%	23.7%	22.2%
R3	93.8%	46.0%	25.9%	21.9%

特別支援教育領域に関する科目				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	99.0%	66.5%	21.9%	10.6%
R3	97.5%	61.7%	23.2%	12.6%

特別支援教育領域以外の領域に関する科目				
年度	「満足した」以上	とても満足した	充分満足した	満足した
R4	99.0%	71.1%	15.3%	12.7%
R3	99.6%	77.2%	11.6%	10.8%

[長所・特色]

- ・「カリキュラムマップ」、「カリキュラムツリー」及び「科目ナンバリング」の整備により、学生は、教職課程科目の教育課程上の位置付けや教職課程科目相互の系統性や及び専門科目との系統性を的確に理解し、学修計画に生かすことができる。
- ・各学科の教職課程において、学術専門性及び学科教育との密接な関連性を確保するとともに、教育職員免許法施行規則に定められた科目数・単位数を超える履修科目を設置しており、学生が自らの興味・関心に応じた科目選択を行うことができる。
- ・インクルーシブ教育の推進に寄与することができる人材の育成をめざし、「特別支援学校教諭一種免許状」取得をめざす課程を「サブメジャー・プログラム」に位置付けており、希望するすべての学生が特別支援教育の専門性を身に付けることができる。
- ・2022年8月24日に、本学が行うデータサイエンス教育プログラムが、文部科学省の「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」において、「リテラシーレベル」として認定されるとともに、「数理・データサイエンス・AI教育強化拠点コンソーシアム北海道・東北ブロック連携校」として承認を受けており、質の高いICT教育を提供することができる。(資料3-1-13、資料3-1-14)
- ・課題発見や課題解決等の力量を育成する観点から、すべての授業においてアクティブ・ラーニングを実施することとし、シラバスにおいて当該授業で実施するアクティブ・ラーニングの形態を明記しており、学生が学修に取り組む際の参考にすることができる。
- ・すべての科目のシラバスに、当該授業の履修目標、到達目標、評価の方法、評価の観点及びルーブリック(評価基準)を明記しており、学生が学修に取り組む際に、当該科目の評価規準を理解したり、具体的な学修目標を設定したりする際に役立てることができる。
- ・「授業改善アンケート」の実施により、教育課程の編成・実施・評価・改善のマネジメント・サイクルを確立している。

[取組上の課題]

- ・ 学生が「カリキュラムマップ」、「カリキュラムツリー」及び「科目ナンバリング」の趣旨及び内容を十分に理解し、自らの学修計画の立案や学修の推進に活用することができるよう、一層の周知の徹底及び履修相談の実施に努める必要がある。そのため、各種ガイダンスにおいて毎回説明を行う。
- ・ 国のGIGAスクール構想が進む中、小・中・高等学校においては、児童生徒一人につき一台のタブレットが整備、電子黒板、各種学習支援ソフトウェアの活用が本格化していることから、各学校における指導の実態に即した情報機器活用能力を育成する必要がある。また、そのための教員研修の充実やICT機器及びソフトウェアの整備を図る必要がある。そのため、小中学校への訪問や教育委員会との連携により、どのような教材、機器、研修が必要になるかについて、令和5（2023）年度において研究を進める。
- ・ 「情報機器及び教材の活用」を取り扱う一部の科目のシラバスにおいて、「情報機器及び教材の活用」についての記述が明確となっていない科目があることから、改善する必要がある。そのため、令和5（2023）年度のシラバスについては、「情報機器及び教材の活用」について確実に明記する方向で作成する。
- ・ 「履修カルテ」の自己評価シートに基づいた学生の自己評価が十分な自己理解に基づいた評価となっていない例があるため、自分自身に対するメタ認知が適切に行われるよう指導・支援を行う必要がある。そのため、自己評価の望ましい在り方について、各種ガイダンスにおいて十分な説明を行うとともに、個別面談においても、教員から適切な助言を行う。

<根拠となる資料・データ等>

- ・ 資料3-1-1：「カリキュラムツリー」（経営学部経営学科スポーツ専攻、社会福祉学部社会福祉学科 小ども保育・教育専攻、美術学部デザイン学科、美術学部建築学科）
- ・ 資料3-1-2：「科目ナンバリング」経営学部経営学科スポーツ専攻、社会福祉学部社会福祉学科、美術学部デザイン学科、美術学部建築学科）
- ・ 資料3-1-3：「星槎道都大学学生便覧 2022年度生用（令和4年度）」pp. 125-135
- ・ 資料3-1-4：「教職FD研修」資料 北海道教育庁学校教育局教職員育成課職員による説明
- ・ 資料3-1-5：「特別支援学校教員養成プログラム」
- ・ 資料3-1-6：「情報基礎演習Ⅰ」、「情報基礎演習Ⅱ」シラバス
- ・ 資料3-1-7：「データサイエンス基礎」シラバス
- ・ 資料3-1-8：「教育方法論」シラバス
- ・ 資料3-1-9：「視聴覚教育」シラバス
- ・ 資料3-1-10：「教育実習（事前・事後指導）3年」、「教育実習（事前・事後指導）4年」シラバス
- ・ 資料3-1-11：「特別支援教育実習（事前指導）3年」、「特別支援教育実習（事前指導）4年」、「特別支援教育実習（事後指導）4年」シラバス
- ・ 資料3-1-12：「教職実践演習」シラバス
- ・ 資料3-1-13：「令和3年度 数理・データサイエンス・AIリテラシー教育 自己点検・評価報告書 抜粋
- ・ 資料3-1-14：「数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度」認定証

基準項目 3-2 実践的指導力育成と地域との連携

観点

- ① 取得する教員免許状の特性に応じた実践的指導力を育成する機会を設定している。
- ② 様々な体験活動（介護等体験、ボランティア、インターンシップ等）とその振り返りの機会を設けている。
- ③ 地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会を設けている。

[現状説明]

教員免許状の特性に応じた教科指導に係る実践的指導力を育成する教育課程上の機会としては、①「教育実習」（基礎免許教科及び特別支援教育）のほか、②教育実習に係る事前指導・事後指導（基礎免許教科及び特別支援教育）、③各教科教育法が挙げられる。

②の教育実習に係る事前指導・事後指導（基礎免許教科及び特別支援教育）及び③の各教科教育法においては、「学習指導要領に示された当該教科の目標・内容・内容の取扱いの理解」、「指導計画の作成」、「評価方法の理解」、「授業計画の作成」、「教材の研究」、「学習指導案の作成」、「模擬授業の実施」、「特別支援学校見学」等の具体的かつ実践的な指導を行っている。本学では、授業期間を年間4期に分けて授業を実施する「クォーター制」（クォーターごとに単位認定）を原則としており、教職課程においても、各免許教科に係る専門的な学問分野を学修する科目については、集中的・重点的に学修を進める観点から「クォーター制」により実施している。一方で、②及び③については、教科専門の各授業科目を包括する授業力を培う観点から、授業期間を年間2期に分けて授業を実施する「セメスター制」を活用し通年で実施している。

教職全般に係る実践的指導力を育成する教育課程上の機会としては、①及び②に加え、④「学校インターンシップ」（第3～4学年、1単位）（資料3-2-1、資料3-2-2、資料3-2-3）⑤「教職実践演習」（第4学年、2単位）、⑥「介護等体験指導」（第3学年、1単位）（資料3-2-4、資料3-2-5）が挙げられる。

④の「学校インターンシップ」については、学生が長期間にわたり継続的に学校教育現場等において体験的な活動を行うことにより、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎を育成する観点から、令和元年度入学生の教職課程から必修科目として導入している。本科目においては、学生が学校運営の実際の状況を体験的に理解し、教員に求められる資質能力や自らの教員としての適格性を把握することができるよう、活動の対象を、児童生徒への指導支援が主となる学習指導や生徒指導のみならず、寄宿舎の生活指導補助、事務作業の補助、環境整備の補助等の学校運営に係る活動のすべてとしている。こうした基本的な考えの下、評価規準は、「多様な教育活動の実際に触れることができる。」、「積極的に意欲を持って体験活動に取り組むことができる。」、「教員に求められる資質や能力について考えを深めることができる。」、「自らの教員としての適格性について考えを深めることができる。」、「教職をめざす学生として今後の課題を明らかにする。」としている。

本学が推薦し連携している体験先は、本学キャンパス内に「学習センター」を有する星槎国際高等学校

としており、学生が円滑に体験活動を行うことができるよう、毎月、体験希望と受入れを調整している。また、星槎国際高等学校に限らず、履修生が主体的に体験校や体験活動を選定することも可能としている。これまでの体験先としては、星槎国際高等学校、各高等学校や中学校（学生の母校）、特別支援学校寄宿舎である。具体的な活動内容は、「授業における学習指導の補助」、「教材教具の開発制作補助」、「生活相談等の生徒指導」、「部活動の指導補助」、「寄宿舎の生活指導補助」などである。振り返りについては、個別には「活動報告書」の提出、全体には「事前学習」、「事後学習」の実施により行っている。「活動報告書」は、履修生が体験ごとに「活動内容」「感じたこと、学修したこと」を記述し、それをもとに受入れ校担当者の指導助言を受け、さらに本学指導教官の指導助言及び評価を受けることとしている。「事前学習」としては、年度初めに体験活動の説明や確認、その時点での体験実績の確認を行っている。「事後学習」としては、1年間の体験実績の確認と学修の成果報告を兼ねて全体発表の機会を設定している。

⑥の「介護等体験指導」（3年次開講、1単位）は、履修目標を「教員として必要な人間関係を養い、個人の尊厳及び共生社会の理念に関する知識を深めるために、特別支援学校の児童生徒と教職員及び社会福祉施設の利用者と職員に貴重な時間の提供を受け、介護等体験が実施されることを十分に理解し、積極的、主体的に介護等体験に臨む意義を身に付ける。」とし、4年次に実施される「介護等体験」が十分に成果を修めることができるよう、「介護等体験の目的・意義」、「各施設における体験上の留意点」、「実習日誌の作成方法」、「自己目標の設定」等について指導を行っている。「介護等体験」を行うに当たっては、事前に学務課において、「介護等体験実施に当たっての注意事項」、「介護等体験日誌」、「自己評価票（社会福祉施設用・特別支援学校用）」、「証明書」等を準備し、学生に配布している。各施設での体験終了後には、各学生が振り返りとして、自己評価票に自己評価・感想を記入し、「介護等体験日誌」と併せて学務課へ提出する。

教職全般に係る実践的指導力を育成する教育課程外の取組としては、学生へのボランティア活動等に係る情報提供と参加奨励を行っている。学生への案内を行っている主な活動としては、「学校サポーター（北海道教育委員会）」、「草の根教育実習（北海道教育委員会）」、「学生ボランティア事業（札幌市教育委員会）」、「学習支援ボランティア（北広島市教育委員会）」、「学習支援事業『きたひろ塾』（北広島市）」、「学生プログラミング講師人材育成事業（北海道プログラミングコンテスト実行委員会）」が挙げられる。平成4年度における学生の参加者数は、順に0名、2名、2名、14名、13名、3名となっている。

地域の子どもの実態や学校における教育実践の最新の事情について学生が理解する機会の設定に関しては、上述の取組のほか、基準項目2-2で述べた「現職教員による講話」及び「北海道教育委員会事務局職員による説明」が挙げられる。

観点

- ④ 大学ないし教職課程センター等と教育委員会等との組織的な連携協力体制の構築を図っている。

[現状説明]

教育委員会との連携については、主として本学の存する北海道教育委員会と北広島市教育委員会との連携が挙げられる。北海道教育委員会では、「学校教育局教職員育成課」及び「北海道立特別支援教育センター」と連携している。「学校教育局教職員育成課」との連携では、令和4年度から基準項目2-2及び3-1で述べたとおり、職員の派遣を受け、授業内容の充実や教員のFD活動の充実に役立っている。

「北海道立特別支援教育センター」との連携（資料3-2-6、資料3-2-7）では、平成元年度から毎年2名の研究員の派遣を受け、特別支援教育に係る授業において、障害種に応じた専門的な講義を実施している。その他の連携としては、本学教員が、「北海道教育史」執筆委員、「北海道広域特別支援連携協議会」座長を委嘱され、専門的知見の提供を行っている。

北広島市と本学は平成25（2013）年度から包括連携協定を締結しており、北広島市教育委員会との連携もその枠組みの中で行われている。教員養成に係る具体的な連携事項としては、本学の学生が北広島市内の中学校において「教育実習」や「学校インターンシップ」を希望した場合には、協議を経て、市内中学校6校の協力が得られることとなっている。その他の連携としては、本学教員が「北広島市教育施策審議会」及び「北広島市立学校適正配置等審議会」の委員を委嘱され、専門的知見の提供を行っている。

このほか、本学は平成27（2015）年度に夕張郡由仁町、平成28（2016）年度に古宇郡神恵内村とも包括連携協定を締結しているところであり、教職課程の運営上必要がある場合には、町教育委員会との具体的な連携を進めることが可能な体制となっている。

観点

- ⑤ 教職課程センター等と教育実習協力校とが教育実習の充実を図るために連携を図っている。

[現状説明]

学生の教育実習先は、原則として、2年修了時の「セレクション」に合格した学生が母校に連絡を取り、最終的に大学名で実習の受入れを依頼する形としている。ただし、一部自治体の中学校については、当該自治体の教育委員会等が調整している。また、特別支援学校については、北海道特別支援学校教育実習連絡協議会が調整している。

教育実習中は、教職センターの教員が道内の実習校を訪問し、研究授業の視察や研究授業反省会における意見交換等を通して実習生の状況を把握し、以後の指導に生かしている。また、本学では「星槎道都大学教育実習協議会」を組織し、教育実習上課題が生じた際などに、必要に応じて教職センター所長が会議を招集し、課題解決に向けての協議を行うことができる体制を整えている。構成員は、教職センター所長、学部長、教職センター所員、事務局次長、学務課長、教育委員会学校教育担当者、教育実習校校長としている。（資料3-2-8）

[長所・特色]

- ・「学校インターンシップ」を教職課程の必修科目として設置することにより、教職をめざすすべての学生が、学校運営全般に係る相当量の体験活動を経験することとなり、実践的指導力を効果的に育成することができる。
- ・本学のキャンパス内には、星槎国際高等学校の学習センター及び星槎フリースクールが設置されており、本学教職課程教育への協力が得られることから、学生は移動に時間を要することなく、学修上のフィールドとして実践的な経験を積むことができる。
- ・各教科教育法や教職実践演習等の授業は少人数で構成されており、学生一人一人の自己課題の明確化や具体的な指導方法の教授をきめ細かく行うことができる。

- ・教員には、道立高等学校長経験者、道立特別支援学校長経験者、小学校教員経験者、高等学校教員経験者、北海道立教育研究所長経験者、北海道立特別支援教育センター所長経験者など、学校現場における実務経験者をはじめ、教育行政及び教育研究・教員研修機関における実務経験者を配置しており、学生に対し実践的かつ専門的な指導を行うことができる。

[取組上の課題]

- ・各教育委員会で提供するボランティア活動の機会が、コロナ禍により減少しており、学生の活動離れが心配されることから、より一層、機会の学生への周知等に努める必要がある。そのため、今後は、実際に活動を行った学生からの情報提供を行う機会を設定する。
- ・「学校インターンシップ」における活動内容は、受入校により決定されるため、場合によっては体験内容に偏りが生じる可能性があることから、学校運営に係る多様な体験を行うことができるよう、受入校との連携をきめ細かく行う必要がある。そのため、受入校に対して、学校インターンシップの目的や想定する活動内容について周知するとともに、可能な限り多様な体験の提供が行われるよう依頼する。
- ・発達障害のある学生の教育実習の受入れにかかわり、文部科学省においても通知が発出されているが、本学においても、該当するケースが生じた場合の実習受入れ校との協議及び連携体制の在り方について検討を行う必要がある。そのため、全国の多様な事例の収集を行い、教育委員会や各種校長会との連携の在り方を研究する。
- ・近年、道内の大学において、特別支援学校教諭の免許状取得をめざす学生が増えてきており、特別支援学校における教育実習生の受入れの調整に困難が生じている状況があることから、特別支援学校長会等との連携を一層密にして、課題の解決方策を模索する必要がある。そのため、北海道特別支援学校長会を含む北海道特別支援学校教育実習連絡協議会において意見交換を行う。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 3-2-1 : 「学校インターンシップ」シラバス
- ・資料 3-2-2 : 「学校インターンシップ」の履修について
- ・資料 3-2-3 : 「活動記録票」(学校インターンシップ)
- ・資料 3-2-4 : 「介護等体験指導」シラバス
- ・資料 3-2-5 : 「介護等体験日誌及び自己評価票」
- ・資料 3-2-6 : 「北海道立特別支援教育センター研修事業案内 2022」抜粋
- ・資料 3-2-7 : 「連携講義資料」(視覚障害教育、肢体不自由教育)
- ・資料 3-2-8 : 「星槎道都大学教育実習協議会」概要

III 総合評価

「教職課程教育の目的・目標の共有」については、①「建学の精神」、「教育の理念」、「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「教職課程教育がめざすもの」、「シラバス」、「学修成果可視化システム」、「学務システムポータルサイト」の整備・活用、②「学生便覧」の配布・説明、③「教職ガイダンス」、「個別面接指導」の実施、④「教職センター運営会議」、「教職FD研修」の実施等により、適切に行っている。

引き続き、学生及び教職員への周知活動を一層充実する必要がある。

「教職課程に関する組織的工夫」については、①「教職センター」を中心とした学務課及び教職センター所員の協働体制の確立、②ICT環境の整備、③「全学FD・SD活動」及び「教職FD研修」の推進、④「授業改善アンケート」の実施、⑤法令に基づいた情報公開、⑥教職課程教育に係る自己点検・評価の実施等により、適切に行っている。

引き続き、データ駆動型教育に必要な実践的指導力を育成する指導の充実及び環境整備、自己点検・評価を活用した適切なマネジメントの推進、「教職FD研修」等による授業改善を進める必要がある。

「教職を担うべき適切な人材（学生）の確保・育成」については、①「アドミッション・ポリシー」を活用した学生募集・選考・ガイダンスの実施、②「セレクション」の実施、③「『履修カルテ』を活用した個別面談」の実施等により、適切に行っている。

引き続き、高校生に対する一層の広報活動や、学生への個別・継続的な指導・支援を行う必要がある。

「教職へのキャリア支援」については、①「教職ガイダンス」の実施、②「教職課程に係る各種情報提供体制」の整備・運用、③「教職アドバイザー制度」の整備・運用、④「教職志望学生対象の『基礎ゼミナール』及び『専門演習』」の開設、⑤「『履修カルテ』を活用した個別面談」、⑥「教職経験者、現職教員、教育委員会事務局職員等による講話」の実施、⑦「各種ボランティア活動等への参加奨励」、⑧「学校紹介パンフレット等における卒業生（現職教員）の紹介」等により、適切に行っている。

引き続き、個々の学生の状況を的確にとらえ、必要な支援を継続する必要がある。

「カリキュラムの編成・実施」については、①各学科における学術専門性及び学科教育との関連性・系統性の確保、②「カリキュラムマップ」、「カリキュラムツリー」、「科目ナンバリング」における授業科目の順序性・体系性・科目配置・難易度等の可視化、③コアカリキュラム及び「教員育成指標」の授業設計への反映、④シラバスにおける学修内容、評価方法、アクティブ・ラーニングの実施方法等の明示、⑤学生の興味・関心に応じた学修の提供等により適切に行っている。「ICT機器を活用し情報活用能力を育てる指導力の育成」については、データサイエンスに関する新科目を含め、各情報関連科目等において適切に取り扱っている。「教育実習の充実」に向けては、「事前指導・事後指導」の科目及び「『履修カルテ』を活用した個人面談」等を通じて適切に行っている。

引き続き、学生に対する「カリキュラムマップ」等の一層の周知、GIGAスクール構想に対応した実

実践的指導力の育成を進めるとともに、中央教育審議会の議論や「教員育成指標」等を踏まえた「自己評価シート」項目の点検及び必要な改善を行う必要がある。

「実践的指導力育成と地域との連携」にかかわり、「実践的指導力の育成」については、①「教育実習」はもとより、②「事前指導・事後指導」、③各教科の「教育法」、④「学校インターンシップ」、⑤「介護等体験指導」等の科目においてきめ細かな指導・支援を行うとともに、教育課程外の取組として、教育委員会が主催する体験活動への参加を奨励するなど、適切に行っている。「地域の子どもの実態や学校における最新の事情を学生が理解する機会の設定」に関しては、⑥「現職教員による講話」や「北海道教育委員会事務局職員による説明」等の取組を行っている。「地域との連携」については、主として北海道教育委員会及び北広島教育委員会と連携し、「学生の体験活動の機会の確保」や「教職FD研修」の充実に役立てている。また、教育実習上の課題が生じた場合などに備え、本学、実習校、教育委員会が課題解決に向けた対策を講じることができるよう「星槎道都大学教育実習協議会」を整備している。これらにより、実践的指導力育成と地域との連携を適切に行っている。

引き続き、各種取組を充実するとともに、体験活動機会の一層の周知及び参加奨励、「学校インターンシップ」の内容の充実、障害のある学生の教育実習の実施に係る実習校との連携等を進める必要がある。

IV 「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス

○令和4（2022）年5月18日（水）教職センター運営会議

1 議題

「教職課程自己点検評価の推進について」以下、2～5を決定

2 基本的な考え方

自己点検評価を行う過程において、本学の教職課程の長所及び成果を言語化し確認・共有するとともに、取組の不十分な点等の課題を明らかにし、解決のための取組を即座に講じることにより、本学教職課程の一層の充実・改善を図る。

3 実施単位

本学は3学部4学科を設置しているが、いずれの学科も教員養成を主たる目的とはしていない学科であることから、ガイドライン（教職課程の質保証のためのガイドライン検討会議）における「複数の学科等を束ねた範囲や大学全体で自己点検・評価を行うこととしても差し支えない。」の表記に基づき、「3学部4学科を束ねた範囲」で報告書を作成すること。

4 実施体制

- ・学校教育法に基づく大学の自己点検・自己評価とは別に実施すること。
- ・教職センターと事務局（学務課）との協働により各種業務を推進していくこと。
- ・自己点検評価実施のための組織を構成し、適切な業務分担を行うこと。

【執筆総括】

- ・教職センター所長

【執筆推進】

- ・経営学科グループ（保健体育・商業）
- ・社会福祉学科グループ（中学校社会、高等学校地理歴史、高等学校公民、特別支援教育）
- ・デザイン学科グループ（中学校美術、高等学校美術、高等学校工芸）
- ・建築学科グループ（高等学校工業（建築））
- ・学務課グループ

【改善取組推進】

- ・改善取組推進グループ

5 報告書作成スケジュール

- ・令和4（2022）年8月31日（水）
「執筆総括」及び「執筆班」からの第一次原稿の提出

- ・令和4（2022）年11月30日（水）
「執筆総括」による報告書（原案）の作成完了
幹部職員、教職センター所員、事務局による精査開始
エビデンスデータ等の整理・再確認
必要な追記・修正
- ・令和5（2023）年2月28日（火）
「執筆総括」による報告書（原案）の作成完了
幹部職員、教職センター所員、事務局による精査開始
エビデンスデータ等の整理・再確認
最終調整
- ・令和5（2023）年3月31日（金）
大学HPに掲載

V 現況基礎データ一覧

令和4年5月1日

法人名 学校法人 北海道星槎学園					
大学・学部名 星槎道都大学 経営学部、社会福祉学部、美術学部					
学科・コース名（必要な場合） 経営学部：経営学科（スポーツマネジメントコース） 社会福祉学部：社会福祉学科、美術学部：デザイン学科・建築学科					
1 卒業生数、教員免許状取得者数、教員就職者数等					
① 昨年度卒業生数					178名
② ①のうち、就職者数 （企業、公務員等を含む）					141名
③ ①のうち、教員免許状取得者の実数 （複数免許状取得者も1と数える）					27名
④ ②のうち、教職に就いた者の数 （正規採用＋臨時的任用の合計数）					5名
④のうち、正規採用者数					4名
④のうち、臨時的任用者数					1名
2 教員組織					
	教授	准教授	講師	助教	その他（非常勤講師）
教員数	34名	19名	13名	4名	51名
相談員・支援員など専門職員数					